

食料システム法

東海ブロック

説明会

参加
無料

食品産業の持続的な発展に向けた計画認定制度と
合理的な費用を考慮した食品等の取引の適正化に関する措置
について定めた「食料システム法」(*)に関する説明会を開催します

会場:150名
オンライン:500名

※正式名称：食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

主な改正ポイント

食品産業の持続的な発展（新たな計画認定制度）

- ①食品等事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。

合理的な費用を考慮した価格形成

- ①食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
②農林水産大臣が努力義務に対応した行動規範(判断基準)を定め、これに基づき、指導・助言等の措置が講じられます。
③農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。

日時

令和7年 8月6日(水) 13:30~16:00
(受付開始 13:00~)

場所

あ ぼ
安保ホール 301号会議室 (名古屋市中村区名駅3-15-9)
 オンライン参加も可能です。

内容

- 食料システム法について
(合理的費用を考慮した価格形成・食品産業の持続的な発展(計画認定制度))
- その他施策について

こちらからお申込みください

《応募締切》

8月4日(月)12時まで

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kigyo/20250806.html>



食料システム法
の詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/s/hokusan/250623.html>



東海農政局 経営・事業支援部
食品企業課
(担当:西尾、安江、西嶋)

MAFF
農林水産省



052-746-6430